



武力紛争予防におけるグローバル・パートナーシップ  
GPPAC東北アジア地域行動提言

<東京アジェンダ>  
平和のための地域的メカニズムの創造をめざして

2005年2月2日、東京・国連大学にて採択

## 目次

前文	3
東北アジアにおける武力紛争予防のための基本原則	5
テーマ1 平和共存	6
軍縮と脱軍事化を通じて、平和のための地域システムを構築する	
1-1：東北アジアにおける核危機を解決し、非核化を達成する	6
1-2：東北アジアにおける政治的対峙関係を緩和し、信頼を醸成する	8
1-3：東北アジアにおいて軍縮と脱軍事化を促進する	10
1-4：東北アジアにおける平和のための地域協力を強化する	12
テーマ2 平和的関与	14
紛争地域および潜在的危険地域に対する人道支援および開発援助を促進する	
2-1：紛争を助長する外国からの介入を止める	14
2-2：紛争を予防するための非軍事的・非暴力的関与を発展させる	16
2-3：人間のための開発援助を促進する	17
テーマ3 平和文化	18
正義、人権、多様性を認める社会を構築する	
3-1：過去の克服に向けて努力する	18
3-2：紛争予防の制度を確立する	20
3-3：平和教育を通じて、予防の文化を醸成する	22
テーマ4 平和のための経済	24
持続可能な経済と経済的正義を実現する	
4-1：貧困を生みだし環境破壊をもたらしている現在の経済システムを変革する	24
4-2：人間のための経済を築くための新たな取り組みに着手する	26
付属文書 1 韓国活動報告	27

## 前文

東北アジアは、軍備および軍隊の集中が顕著な地域である。武力紛争発生危険性はきわめて高いが、地域内での予防メカニズムはほとんど確立されていない。この不安定な安全保障状況は、数多くの国家が安全保障政策において核兵器に依存しているという事実によってさらに深刻なものとなっている。それにもかかわらず、いまだ核兵器を監視する効果的な管理システムは存在しない。

東北アジアは、国家レベルの冷戦がいまだに残存する世界唯一の地域である。朝鮮半島は分断されたままであり、厳しい軍事緊張下にある。日本と朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の国交は、いまだに樹立されていない。台湾海峡兩岸の政治的対峙関係は、地域全体に深刻な懸念をもたらしている。さらに日ロの北方領土／クリル諸島問題や、日中の尖閣諸島／釣魚島／釣魚台問題など、国家領土をめぐる問題も未解決のまま存在している。

米国の主導する「対テロ戦争」は、東北アジアの冷戦に起因する安全保障上の問題をさらに複雑化している。米国はDPRKに対する軍事行動のオプションを否定しておらず、それによって朝鮮半島の民衆の安全は脅かされ、地域内の不信と懐疑が助長されている。米国の軍事における変革——とりわけ、日本と韓国の統合を伴う米軍基地再編は、東北アジアにおける深刻な不安定化要因となっている。

こうした中、実質上世界で2番目に軍事支出を行っている日本に対して特別な注意を払わなければならない。日本の自衛隊強化と憲法改定への動き——とりわけ、武力不行使と交戦権の否定を誓約した憲法9条改定の動き——は、東北アジア内の近隣諸国に対する脅威となろうとしている。

東北アジアでは、かつて日本が行った植民地支配と侵略戦争のもたらした遺産が、今でも近隣諸国民間関係を傷つけている。そして、朝鮮戦争や数十年にわたる冷戦的敵対関係の歴史も、同様の作用をしている。体制移行期における正義（トランジショナル・ジャスティス）の実現を通して過去を克服することが、将来の紛争を予防するための確固たる基盤を形成する。

加速する経済グローバル化は、東北アジアに新たな紛争発生種を植え付けようとしている。グローバル化は地域内に顕著な格差を生み出している。地域内の一部は急速な経済成長によって新たな繁栄を享受しているが、他方では、深刻な環境破壊が進行しさまざまな社会問題が引き起こされている。この現実には、国家およびコミュニティ間の競争関係を作り出している。さらに、国境を越える移民の動きの加速化は、人権侵害の発生につながっており、武力紛争発生潜在的な要因の一つとなっている。それゆえ、紛争予防のための努力は、このような社会的・経済的要因を考慮に入れて行われなければならない。

地域内での冷戦を、実際の武力紛争に発展させてはならない。逆に私たちは、冷戦を地域における協調的平和メカニズムによって置き換えるための努力を強化しなければならない。近年地域

内で顕著な市民社会の急速な発展や民主化は、東北アジアにおける平和的かつ協調的関係の確立という目標に向かう力強い勢いを作り出している。この目標達成のために、草の根グループ、コミュニティ団体、非政府組織（NGO）やシンクタンクといった地域内の市民社会アクターが、それぞれに求められる役割を積極的に果たしていき、相互に力を強めあう効果を生み出すことが不可欠である。国家アクターによる相互信頼促進に向けた努力は歓迎されるべきであり、私たちはそれぞれの政府が地域レベルにおいて積極的なイニシアティブを継続して支持していくことを強く促す。

私たちは、日本国憲法9条<sup>1</sup>が地域的平和を促進するための不可欠な要素の一つであると認識している。日本国憲法9条は、日本の軍事主義を封じ込めることで地域の民衆の安全を確実なものにするための規範であるとされてきた。とくに、紛争解決の手段としての戦争およびそのための戦力の保持を放棄したという9条の原則は、普遍的価値を有するものと認知されるべきであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである。

国家の軍隊によって持続的な平和を維持することが不可能であるならば、市民社会こそが、平和的関係構築のためのイニシアティブをとらなければならない。この目標を達成するために、市民社会はまた、パワー・バランスや軍事同盟に依拠した「安全保障のパラダイム」から、相互依存および協力に立脚した「平和のパラダイム」への転換を図るためのイニシアティブをとるべきである。私たちは、国家アクターが往々にしてとらわれがちな歴史的・政治的要因による制約にとらわれることなく、国境を越え、革新的かつ柔軟な方法で、信頼と協力関係を構築するために取り組んでいる。

この地域行動提言は、東北アジアにおける軍縮と脱軍事化、そして正義、民主化、非暴力および持続可能性の達成のための具体的な行動を通じて、平和のための地域メカニズム創造への包括的ビジョンを示そうとするものである。

---

<sup>1</sup> 日本国憲法9条：

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 東北アジアにおける武力紛争予防のための基本原則<sup>2</sup>

### 1. 紛争の平和的解決を尊重すること

私たちは、いかなる紛争も対話や予防外交を通じて平和的に解決するという誓約を再確認する。

### 2. 地域の非核化および脱軍事化を通して、協調的安全保障システムを創造すること

私たちは、東北アジアに存在している冷戦を、日本国憲法9条の原則に基づく軍縮の実行を通じて、協調的安全保障システムへと転換するべきである。

### 3. 平和のための地域的メカニズム創造において、当事者主体および人間安全保障を確保すること<sup>3</sup>

私たちは、安全保障政策に関するあらゆる決定は、現地の市民の声および地元の現実を反映するものでなくてはならないという原則を遵守すべきである。

### 4. 紛争地および潜在的危険地域に対する平和的関与を促進すること

私たちは、非暴力的方法による平和的関与を進展させ、紛争を助長する植民地主義的ないし軍事的な介入に置き換えるべきである。

### 5. 紛争予防におけるジェンダー正義の重要性

私たちは、戦争下の女性に対する暴力にとくに焦点を当てつつ、地域の紛争予防メカニズム創造においてジェンダーの視点を取り入れていくべきである。

### 6. 正義・人権・多様性の保障を基礎にした、紛争予防のための制度を確立すること

私たちは、紛争予防の基盤として、正義に基づき過去を克服し、多国籍の市民や多様な文化が共存でき人権が保障される社会を構築すべきである。

### 7. 平和の文化・予防の文化を醸成すること

私たちは、平和教育および平和メディアを進展させ、市民文化の中の軍事主義や偏狭なナショナリズムを克服すべきである。

### 8. 持続可能な地域経済を構築すること

私たちは、貧困を生み環境破壊をもたらしている現在の経済システムを変革し、紛争を予防する経済の創出に向けた新しいイニシアティブに着手すべきである。

### 9. 紛争予防のための市民社会・政府・地域機関・国連の間の新たなパートナーシップを促進すること

私たちは、紛争予防政策について地域全体でより深い議論を行うための共通の努力を強化していくべきである。

### 10. 紛争予防のための市民社会の力を向上させること

私たちは、この地域において市民社会が強化されてきた勢いをさらに加速させるとともに、市民社会組織（CSO）が有意義な活動を継続できるような社会システムを進展させるべきである。

---

<sup>2</sup> これらの10原則は、東北アジアの市民社会組織が、自らの紛争予防努力の経験に基づき合意した基本原則である。しかし私たちは、世界の他の地域においても、紛争予防メカニズムをより有効にするために同じ原則が適用可能であると考えている。それゆえ私たちは、2005年7月にニューヨーク国連本部で採択される「GPPAC世界行動提言」にもこれらの原則が可能な限り明示的な形で含まれるべきであると提案する。

<sup>3</sup> この東北アジア地域行動提言にはDPRKに関する多くの言及があるものの、この提言に関してDPRKの市民社会組織と連絡はとってきたがそこからの返答はまだないということを、残念ながら注記せねばならない。

## テーマ1：平和共存

### 軍縮と脱軍事化を通じて、平和共存のための地域システムを構築する

#### 1-1：東北アジアにおける核危機を解決し、非核化を達成する

朝鮮半島の核危機は、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の核開発に止まる問題ではない。それは、東北アジアを覆う冷戦構造の表象として理解されなければならない。核危機の根本原因を除去し、平和的かつ地域協力的な方法で東北アジアの非核化を達成することが不可欠である。米国によるDPRKに対する敵対政策など、東北アジアに核および軍事的な脅威をもたらしているあらゆる要因と、数多くの東北アジア諸国が採用しつつけている核兵器に依存した安全保障政策に対して、真剣に立ち向かう必要がある。これらを、全地域的に調整された軍縮および脱軍事化の行動によって置き換えていく必要がある。

2005年は広島・長崎への原爆投下から60周年である。この機会に、核兵器のもつ本質的に非人道的な性質を想起すべきである。私たちは、核兵器を非正当化するとともに、このような無差別大量殺戮兵器に依存した政策は非道徳的であり、無責任であり、非現実的であり、違法であるということを認識しなければならない。

#### 重点課題

- 現在の朝鮮半島の核危機を、米朝協議および六者協議を通じて平和的に解決するための地域的努力を強化すること。
- 東北アジア非核地帯を設立すること。非核地帯を設立するための地域的な市民社会運動を展開し、非核地帯化のための地域的市民社会ネットワークを作り出すこと。
- 非核地帯を創設するための革新的かつ柔軟なアプローチをとること。モンゴルの非核地位は、核問題に対して個別国家が関与する政治的かつ現実的なアプローチの一例となる。

#### 国連の課題

- 核不拡散条約（NPT）の普遍的な遵守を達成すること。核兵器国はNPT第6条<sup>4</sup>の下での核軍縮義務を果たさなければならない。2000年のNPT再検討会議においてなされた「保有核兵器の全面的廃絶を達成するという明確な約束」に基づき、

<sup>4</sup> 核不拡散条約（NPT）第6条：

各締約国は、核軍備競争の早期停止および核軍備の撤廃に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備撤廃に関する条約について、誠実に

2005年5月のNPT再検討会議において前進がもたらされるべきである。

- 差別的でない検証可能な核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）のための交渉を進めること。ウラン濃縮とプルトニウム抽出は、軍事目的か民生目的かを問わず、厳格な国際管理の下に置くこと。
- 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移送、威嚇および使用を禁止し核兵器の廃絶を定める核兵器禁止条約（NWC）のための交渉を開始すること。
- 伝統的でない方法で非核地帯を創設することの良い例の一つとして、モンゴルの非核地位<sup>5</sup>の制度化を支援すること。それが、将来の非核地帯の可能性を抑制せず活かすことにつながる。

### 政府の課題

- 米国は核兵器の先制使用政策を放棄するとともに大胆な核軍縮を進めること。ロシアと中国もまた核軍縮を進めること。DPRKはNPTへの復帰を表明するとともにNPTを遵守すること。
- 東北アジアにおいて核兵器の生産と実験の禁止を求める諸国間の合意を作ること。
- 戦略核および戦術核の廃棄を行うこと。包括的核実験禁止条約（CTBT）に署名・批准すること。弾道ミサイルの開発を中止すること。ミサイルシステムの制限および削減のための地域的措置を進めること。
- 武力行使による一方的な封じ込めの危険性をもつ「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に替えて、差別的でない普遍的な不拡散政策を採用すること。
- 朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言（1992年）の完全履行を確保すること。
- 日本は、非核三原則を完全履行すること。
- 日本と韓国は、米国の「核の傘」に依存した政策から脱却すること。
- 核拡散の危険を増大させる核燃料サイクルの開発を止めること。

### 市民社会の課題

- 平和的な地域努力による非核化を支持する世論喚起を図ること。そのような取り組みにおいて、日本および朝鮮半島の被爆者のもつ重要な役割に注目すること。
- 平和市長会議が提唱する「核兵器廃絶のための緊急行動」（2020ビジョン）を支持すること。
- 非核地帯創設のための創造的であって伝統的でないアプローチの重要性について世論喚起を図ること。それによって、すべての国が核不拡散および核軍縮に实际的に貢献できるようになる。

---

交渉を行うことを約束する。

<sup>5</sup> 国連総会決議 A/RES/59/73「モンゴルの国際安全保障と非核地位」（2004年12月17日採択）。同決議の第5節は次のように述べている。「（総会は）加盟国に対して、モンゴル国と協力しつつ、同国の独立、主権、領土保全、国境の不可侵、経済的安全保障、生態系バランス、および、非核地位を強固にし強化するための必要な措置をとることを促す。」

## 1-2: 東北アジアにおける政治的対峙関係を緩和し、信頼を醸成する

台湾海峡兩岸問題や数多くの領土紛争といった東北アジアにおける政治的対峙関係は、この地域全体に深刻な危険をもたらしている。私たちは、紛争の平和的解決の原則に対する普遍的な信頼と尊重を再確認すべきである。私たちは、武力紛争へとつながりうる緊張の悪化を防止するとともに、地域協力的な努力を通じて平和的解決を積極的に促進し、政治的対峙関係を緩和すべきである。

歴史上、軍事介入は自衛や領土保全といった主張の下で繰り返されてきた。自衛権や国家主権の主張の下で軍事力を増強することは、その意図のいかんにかかわらず、国家安全保障および人間安全保障の双方に対して深刻な脅威をもたらし、地域安全保障を阻害する。それゆえ、政府レベルにおいては武力不行使の誓約や軍事力の制限といった形で、また市民社会レベルにおいては経済文化交流の促進といった形で、信頼醸成措置を地域内で発展させていく必要がある。

また、領土紛争などの政治的対峙関係に対処していく際に、人権、人間の尊厳および人間安全保障が、国家の境界や管轄権よりも優先するものと認識することが重要である。政治的対峙関係に関するいかなる実質的な決定も、地元の現実に立脚し現地住民の声を反映するものでなくてはならない。

とりわけ朝鮮半島においては、2000年6月の南北朝鮮首脳会談以降に南北間の和解および人的交流が大きく前進しているにもかかわらず、依然として、停戦条約体制の下での政治的対峙関係が残っている。

### 重点課題

- 政府および関係当局は、台湾海峡兩岸問題における軍事的緊張を悪化させる措置をとってはならず、緊張を緩和させるための措置をとるべきである。
- 日本・ロシア間の未解決の領土問題を認識しつつ、市民社会交流の幅を拡大させること。
- 尖閣諸島／釣魚島／釣魚台問題をめぐる平和的対話を促進すること。
- 排他的経済水域（EEZ）および大陸棚の境界問題をめぐる平和的対話を促進すること。
- 先制的軍事態勢の採用といった武力威嚇政策や瀬戸際政策を放棄すること。各政府は、地域的な交渉を通じて、自衛権の行使をきわめて厳格な条件の下に制限することを再確認すべきである。非攻撃的安全保障の概念を、防衛政策における国際規範として採用すること。信頼醸成措置を通じて政治的対峙関係を脱却していくための方法についての革新的かつ創造的な思考を奨励すること。

### 国連の課題

- 国連通常兵器登録制度を強化し、世界的な武器貿易に対する厳格な制限を設けること。武器貿易条約（ATT）の交渉を開始すること。
- 東北アジアにおける緊張緩和のための環境を創り出すためのプロセスを開始すること。

## 政府の課題

- 領土紛争の周辺地域をはじめとする東北アジアの危険地域において、演習や訓練を含むあらゆる軍事的活動を止めること。
- 戦争や軍事的対決の際に国家を動員するための国内法（有事法制など）の制定を止めること。これらは、周辺地域に深刻な懸念をもって受け止められるものである。
- 武器の輸出および購入を全地域的に削減し、地域レベルの武器貿易管理メカニズムに着手すること。
- 地域的信頼醸成措置として、軍事費の調整された一方的削減を実行すること。
- 軍備における透明性を高めるとともに、東北アジアの軍隊および自衛隊における文民統制を確保し運用上の透明性を向上させること。
- 台湾海峡兩岸問題の平和的解決に関しては、台湾海峡兩岸の民衆の希望が完全に尊重されるべきであり、経済文化協力を含む人的交流が促進されるべきである。
- 「一つの中国」の原則に立脚しつつ\*、台湾海峡兩岸の対話を早期に再開したホットラインを確立するなど、台湾海峡兩岸における信頼醸成メカニズムを確立すること<sup>6</sup>。
- 米国はD P R Kを「テロ支援国家」リストから外すこと。
- 地域各政府は、南北朝鮮間の緊張を悪化させるいかなる行動も行わないこと。
- 南北朝鮮間の信頼醸成メカニズムを発展させ経済協力を強化すること。
- 政治的紛争を予防するために、南北朝鮮政府は、黄海の境界周辺の地域における経済活動を保証する努力を行うとともに、その平和的利用を保証すること。
- 友好関係と相互理解を促進するために、日本とロシアの住民間のビザ無し交流を確立すること。
- 日本・ロシア間の最終的な領土境界線は、両国ともに受け入れ可能で相互に利益となる形で両国が合意する「特別境界協定」において定められるべきである。

## 市民社会の課題

- 日本・D P R K間の国交正常化交渉の早期再開を強く促すとともに、日本、D P R K、韓国との間の市民社会の交流——在日コリアンを含む——を促進すること。
- 日本と中国との間の市民社会の交流を、さまざまな国籍を有する在日中国人を含む形でさらに促進すること。
- 台湾海峡兩岸の平和問題に関する市民社会間の組織的な対話を奨励すること。

---

<sup>6</sup> G P P A C 東北アジア地域プロセスの地域事務局は、同プロセスを「一つの中国」の原則に従って組織していくことを公約しており、東京会議のすべての参加者はこの問題に関して地域事務局を尊重する旨を表明した。

\*印の節について、台湾フォーカルポイントからの参加者は留保した。

<sup>6</sup> G P P A C 東北アジア地域プロセスの地域事務局は、同プロセスを「一つの中国」の原則に従って組織していくことを公約しており、東京会議のすべての参加者はこの問題に関して地域事務局を尊重する旨を表明した。

\*印の節について、台湾フォーカルポイントからの参加者は留保した。

- 朝鮮半島の平和と統一の問題に関する民衆同士の対話と交流を奨励すること。

### 1-3: 東北アジアにおいて軍縮と脱軍事化を促進する

私たちは、国家によって行われるか非国家アクターによって行われるかを問わず、あらゆる形態の組織的暴力やテロリズムに反対する。「対テロ戦争」なる概念は、非論理的であり正当化できない。軍事力を増強し独占することが暴力を防止し安定をもたらすという考え方は、人間安全保障の概念と相容れないのみならず、私たち自身の歴史的経験に照らしても矛盾している。私たち東北アジアの民衆は、戦争や軍事基地およびその活動が、国籍や政府の定めた敵・味方の区分に関係なく、深刻な人的、社会的、経済的被害および苦痛をもたらしてきたということを長い歴史の中で目撃してきたのである。中でも、女性、マイノリティやその他の社会的弱者たちがもっとも強い苦しみを強いられてきた。

軍備や軍事基地の存在は、紛争を抑止するどころか助長するものである。それゆえ私たちは、軍縮や脱軍事化こそが武力紛争を予防し持続可能な平和をもたらすための真の方法であると認識すべきである。

私たちは、安全保障の概念を脱軍事化するための市民間の連帯を世界的かつ地域的に強化するとともに、全面かつ完全なる軍縮という長期的目標の実現に向けて段階的に取り組んでいくための実際的な措置を進めていくことを決意している。

#### 重点課題

- 米軍の世界的再編・強化は、東北アジア地域に対する脅威をもたらしている。日本および韓国は、米軍再編へ一体化すべきでない。各政府は、米軍基地のいかなる形の新規建設ないし設置をも中止すべきである。米軍は、東北アジアから段階的に撤退すべきである。
- 東北アジア各政府は、地域内における外国軍基地の拡大ないし設置に対して異議を唱える権利を相互に認知するという協定を結ぶこと。既存の軍事基地を最小化し撤去していくための地域的交渉プロセスに、軍事基地の被害を受けている住民たちをはじめとする市民社会の積極的参加を組み入れていくこと。
- 東北アジアにおけるすべての領土紛争地を非武装地帯（DMZ）にするための国際協定を妥結すること。
- 地域における軍事緊張の増加につながるミサイル防衛システムの導入と配備を中止すること。地域の企業および民間セクターは、そのような兵器システムの研究・開発・取引・普及に関与しないこと。
- 日本は、憲法9条を厳守すること。この条項を改定することは、この地域の平和と安定に対する脅威となる。
- 米国、日本、韓国による三国軍事同盟を追求しないこと。地域安全保障における軍事的性格を縮小し地域軍縮を達成するための日米および韓米安保条約の改正ないし破棄の方法について、論議を促進すること。
- 日本の武器輸出三原則を強化し、これを地域的および国際的規範として拡大し、武器輸出の国際的禁止の実現へ向けて努力すること。

## 国連の課題

- 小型武器および小火器に関する国連行動計画（2001年）の実行を加速するとともに、通常兵器すべてをその対象に含めることを視野に入れて同計画を強化すること。
- 国連環境計画（UNEP）などの国連機関は、国際的および地域的NGOと協力して、軍事基地によってもたらされた可能性のある環境被害を調査し一般に公開すべきである。これには、劣化ウラン兵器や、核兵器貯蔵の疑いのある貯蔵庫、他の毒性兵器および物質によりもたらされた被害が含まれる。
- 宇宙の軍事化、核化、兵器化を防止するために、政府は、あらゆる宇宙兵器の配備を禁止する新しい宇宙条約を交渉し締結すること。
- 存在の根拠を喪失している韓国における国連司令部を撤去すること。
- 国連憲章第2条4項における武力不行使の規定を再確認しつつ強化すること。この関連において、国際刑事裁判所（ICC）を強化して、侵略の罪に対する訴追をその管轄権に含めること。

## 政府の課題

- 軍隊および自衛隊の徹底的な軍縮を行い、とりわけ、先制攻撃を可能とするような攻撃的兵器の導入を行わないこと。
- 日本と韓国は、駐留米軍を受け入れるための経費負担を削減し、そのような予算項目の撤廃をめざすこと。
- 日本は、沖縄・辺野古沖への新しい米軍基地の建設を中止すること。
- 軍事同盟における不平等性を解消すること。米国と東北アジア諸国間の不平等な軍事条約、地位協定（SOF A）および防衛費分担協定の改定もしくは撤廃を行うこと。
- 化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約および対人地雷禁止条約への署名・批准を行っていない政府は、直ちにそれを行うこと。備蓄されているクラスター爆弾や劣化ウラン兵器などの非人道兵器を段階的に廃棄し、それらの兵器を禁止するための交渉を行うこと。

## 市民社会の課題

- 防衛政策、軍事支出、兵器購入を監視すること。
- 軍縮教育を促進すること。科学者を含む民間人が軍事的活動に関わらないようにするための社会教育を強化すること。
- 兵器の生産および開発に関わっている企業を監視すること。これらの企業が政治的意思決定に関わらないようにすること。企業の軍事セクターへの関与を消費者の購買行動に反映させること。

## 1-4: 東北アジアにおける平和のための地域協力を強化する

東北アジアにおいて、相互信頼、相互互恵、平等および協力の原則に基づいた多国間地域安全保障システムを緊急に構築する必要がある。東北アジアにはまた、その歴史的背景ゆえに、一つの国家や行政単位の中に複数の多様な制度や文化を有することがあるという特徴がある。東北アジアにおける平和にむけた地域協力——「東北アジア共同の家」の設立のための努力——は、こうした原則や現実に立脚して構築される必要がある。私たちは、多国間地域安全保障システムを構築するという観点から、現在の朝鮮半島をめぐる六者協議プロセスに十分に注目するとともにこれに関与し続けていくべきである。

すべての当事国政府による国際法——とりわけ国際人道法——の尊重が、地域安全保障システム構築の前提条件である。「テロ問題」は、国家および非国家アクターの双方によるさまざまな組織的暴力の脅威が存在するという意味において、東北アジア地域にとっても深刻かつ急迫した課題である。このような暴力を防止するために、国際人道法および人権法に基づいた地域システムを確立する必要がある。

現地当事者主体の原則に基づく地元の現実を反映した地域安全保障システムを作り上げるためには、そのような取り組みに市民社会組織（CSO）が積極的に参加することが肝要である。

### 重点課題

- 総会の強化およびNGOの安保理への参加拡大を含む国連の民主的改革を促進すること。
- 人道的危機にあるDPRKに対する人道支援を強化すること。政府および市民社会は、それぞれに異なる相互補完的な役割を果たしつつ、地域的調整を図ること。DPRKに対する国際支援の必要性を国際的に世論喚起することによって、人道的危機に対する支援をさらに広げること。
- 脱軍事化、協調的多国間主義および地域的現実の多様性の尊重のための共通の努力に立脚して、「東北アジア地域平和憲章」の策定と「東北アジア地域機関」の創造に向けて取り組むこと。政府レベルでの取り組みが開始されるまでの間、市民社会が先行的かつ現実的な方法で主導すること。GPPAC東北アジア地域プロセスは、そのようなフォーラムのための基盤を創った。

### 国連の課題

- すべての安保理常任理事国は、国際司法裁判所（ICJ）および国際刑事裁判所（ICC）の管轄権を受け入れること。
- 六者協議を朝鮮半島と東北アジアにおける協力関係を創出するための重要な枠組みとして認知し、そのプロセスを支援すること。

### 政府の課題

- 朝鮮半島における不安定な停戦体制を平和体制に転換するための平和協定を交渉し締結すること。

- 六者協議の制度化を追求すること。
- ASEAN地域フォーラム（ARF）やアジア欧州会合（ASEM）などの地域対話フォーラムを強化し、それらへの市民社会の参加を促進すること。
- 地域共同体の民衆の生命に対する脅威となる経済制裁を行わないと公約すること。
- 2000年6月の南北首脳会談で合意された原則に基づく朝鮮半島の平和共存および統一を再確認すること。
- 日朝間および米朝間の国交正常化を早期に実現するために努力すること。
- 日本とロシアは、相互互恵的な経済的、政治的、社会的、文化的関係を深めることを目的とし、友好協力条約の締結に向けて努力すること。
- ICCローマ規程を含む主要な国際人道法の条約および議定書への早期加入および批准を実行し、国内で関連制度を確立すること。また、公務員の国際法理解および尊重を徹底させること。
- 軍事費を削減し、その予算を次のような目的に再分配すること。——軍事関係産業の平和・環境産業への転換。越境する災害や犯罪によって引き起こされる民衆の不安安全に対処するための地域的な文民組織としての、「東北アジア災害予防救助隊」ないしは「東北アジア警察隊」の創設。
- 独立した研究能力を有し、国連との協議資格および国際原子力機関（IAEA）との強いつながりをもった地域的核情報収集発信センターを設立すること。

### 市民社会の課題

- 市民社会は、文化交流、経済および環境における協力を通して、国交正常化を促進するための中心的役割を担うべきである。
- 六者協議に平行して市民社会レベルの協議を実施すること。
- 地方自治体による平和外交への関与能力を強化すること。例えば、非核自治体、自治体レベルでの非核・平和条例、友好都市の活用、武力紛争における文民保護に関する国際法規に基づく「無防備都市」創設など。
- 地域安全保障システムに関して他の地域と積極的に協力し、他地域の成果や教訓から学ぶこと。

## テーマ2 平和的関与

### 紛争地域および潜在的危険地域に対する人道支援および開発援助を促進する

#### 2-1:紛争を助長する外国からの介入を止める

紛争予防と平和構築は、地域的ないし地球的な関心事である。私たちは平和を促進するための関与を押し進めるべきであるが、武力を行使したり、植民地主義的な形で行われたり、紛争を助長したりするような介入は否定しなければならない。

たとえどんなに深刻な人道的危機や人権侵害の疑いがあるとしても、武力を行使する一方的介入は正当化されない。危険な状況が暴力的な紛争へと発展しないうちに早期警報システムを実施し、非暴力的関与の原則を採用すべきである。人道支援や開発援助は——財源的にも人的にも——先進国から途上国へ向けられることが多い。その結果、北が南を支配・管理するおそれが生じるといふことに、私たちは注意しなければならない。援助活動が植民地主義的な政策の一環として行われることがあってはならない。人道支援や開発援助は、紛争を助長しない方法で実行されなければならない。

#### 重点課題

- 日本および韓国は、人道復興支援の名の下でのイラク不法占領への参加を止めること。両国は、即時に撤兵しなければならない。イラク復興は、イラク人自身により国連の協力を得て行われるべきである。
- 国連の平和維持活動（PKO）や平和構築活動の枠組みの下で、現地住民の人間安全保障が脅かされるような介入が正当化されないようにすること。軍事組織が人道活動に関わる際には関係するすべての政府と当事者の完全な同意を得なければならないという国際ガイドラインを強化すること。国連PKOの透明性を向上させること。

#### 国連の課題

- 国連安保理の行動を監視し、武力紛争予防のために時宜を得た公正な対処を行わせること。
- 人権保護や民主化の名の下で体制転覆の企てがなされないよう、国連憲章の原則への尊重を強化すること。これらの原則に違反した加盟国に対する罰則メカニズムを開発すること。
- 相次いで起きている国連PKO要員による性暴力の実態について徹底的な調査を行い、責任者を裁くこと。

### **政府の課題**

- 日本政府は、自衛隊の海外活動参加を本来任務に位置付けるという法改定ないし政策採用をしないこと。

### **市民社会の課題**

- イラクから外国軍——とりわけ日韓からの——の撤兵を求める活動を強化すること。
- 地域的市民社会組織は、関係政府と連携しつつ、紛争を助長するような外国からの介入に関する情報収集と発信を行うネットワーク作りに着手すること。これは、世論喚起と全地域的な抗議運動の促進につながるものである。

## 2-2:紛争を予防するために非軍事的・非暴力的関与を発展させる

紛争や人道的危機に対する関与ないし第三者イニシアティブは、あくまでも非軍事的・非暴力的な方法で行われるべきである。私たちは、非暴力的な関与の方法を発展させる必要がある。

多くの場合紛争の原因には低開発や民主主義および教育の不足が関係しており、これらを克服することが紛争を予防する。人道支援、開発援助、民主化支援は、平和増進活動と緊密に連携するものでなくてはならない。同時に、そのような関与は現地コミュニティの要請に応じるものであって現地コミュニティと十分に協議しその主体性を最大限に尊重するものでなければならない。

### 重点課題

- 地震、洪水、台風、津波といった災害救助および災害予防の経験を地域レベルで共有し、早期警報システムの設置と緊急救助活動の促進に役立てること。「東北アジア災害予防救助隊」の創設に向けて取り組むこと。
- 東北アジアにおいて市民社会主体の紛争予防センターの創設に向けて取り組むこと。そのようなセンターは、潜在的紛争の現地情報を綿密に監視し、現地からの要求に対して時宜を得た形で対処するものとする。

### 国連の課題

- 非暴力紛争解決センター、国連文民人道支援隊、国連警察隊といった非軍事的・非暴力的な国連機関の創設に向けて、非暴力的紛争予防・紛争解決の分野で経験のある東北アジアのCSOとの綿密な協議を行いこれらの積極的な参加を得て取り組むこと。

### 政府の課題

- 各政府は、平和構築活動と紛争予防活動に携わっているCSOに対する財政的・制度的・技術的支援を強化すること。

### 市民社会の課題

- 紛争地域および潜在的危険地域に対して、次のような形による平和的関与を展開すること。
  - ◇ 非武装で文民による監視・調停を行う平和維持ミッションの派遣。
  - ◇ 貧困削減や社会開発プログラムの実施。
  - ◇ コミュニティでの平和教育の実施。
  - ◇ 敵対するコミュニティ間の和解促進活動の実施。
  - ◇ 敵対的なコミュニティ間にプラスサム関係（ウィンウィン関係）をつくるような経済支援の実施。
  - ◇ 行政・公権力に対する人権教育活動、民主化支援のための法改革支援活動、グッドガバナンスや選挙の監視活動の実施。
  - ◇ 民主的政党やNGOの育成支援。
- 紛争解決・紛争予防のための支援NGOの紛争分析能力を強化すること。

## 2-3:人間のための開発援助を促進する

政府開発援助（ODA）とは、たとえ人道支援であっても政治的干渉につながる危険があり、また、受け取り国の経済的構造を根本的に変える力さえ持っている。したがって、ODAの実施に当たっては、ODAの本来の理念・目的であるところの「最も脆弱な人々を保護し、彼ら自身が自らの力で安心した暮らしを営めるように能力強化することを支える」という原則を改めて確認する必要がある。

### 重点課題

- 環境破壊、民主主義の阻害、人権侵害や、兵器拡散や軍備競争といった紛争助長につながるようなODAを中止すること。ODAは、受け取り側コミュニティの要求に基づいて計画され実行されなくてはならない。最貧層を優先し当事者主体を確保するという原則を再確認し強化すること。
- ODAの意思決定プロセスへのCSOの完全参加を確保しODAの民主化を促進すること。

### 政府の課題

- すべての先進国は、ODAに対して国内総生産（GDP）の最低0.7パーセントを割り当てることを公約すべきである。
- 東北アジアにおいて地域内の貧困を削減・根絶し、人間安全保障を確保し、自然災害を予防するためのODAを、CSOとの積極的な協力の中で実施すること。
- 不正、腐敗、不信感の助長を防ぐために、ODAの全プロセスで透明性と説明責任を確保すること。
- 受け取り側コミュニティにおける地元での協議と当事者主体を促進するために、ODAに対する異議申し立て制度を確立すること。

### 市民社会の課題

- ODAがCSOの参加が不能な形であったり、環境破壊、民主主義の阻害、人権侵害、兵器拡散や軍備競争といった紛争助長につながるような疑いがあったりした場合には、国連に対して、そのようなODAを取り消し、中止また延期するように要請ないし提言を行うこと。

## テーマ3 平和文化

### 正義、人権、多様性を認める社会を構築する

#### 3-1:過去の克服に向けて努力する

歴史的背景に基づく紛争によってもたらされた問題を解決するためには、過去を克服するための市民社会による地域共同の努力が必要である。東北アジアでは今日においても、日本の過去の植民地支配および侵略戦争に起因するさまざまな問題が存続している。日本政府は、過去の行為に関する責任を正しく認識し、抑圧された人々に対して、彼らが受け入れることのできる公式の謝罪を行い真摯に反省の意を表すべきである。日本の市民社会には、政府にそれらを実行させる責任がある。これが東北アジアにおける過去の克服のための最優先事項であることは明らかである。

そのために、和解と信頼構築のための多元的なシステムを東北アジアの多様なアクターによって確立する必要がある。過去の克服のための具体的行動としては、過去の犯罪の調査、事実の認定、事実の公表、関係資料へのアクセス権の保障、被害に対する責任の明確化、被害者に対する賠償・補償を含む公正な救済策の実施、犯罪の再発防止のための事実と記憶の次世代への継承などが挙げられる。

このことは、日本の植民地支配と侵略戦争だけでなく、朝鮮戦争や数十年間の冷戦的敵対関係の中で引き起こされてきたさまざまな犯罪にも等しく適用できる原則である。体制移行期における正義（トランジショナル・ジャスティス）の実現を通じた過去の克服は、将来の紛争を予防するための確固たる基盤となる。

#### 重点課題

- 原爆被害を含む戦争体験と植民地体験を継承するための運動を加速し強化すること。歴史的  
事実の調査、加害者・被害者・目撃者すべての証言の収集などにより、歴史認識を促進する  
活動を支援すること。
- 武力紛争および組織的暴力犯罪の加害国家が被害者に対して賠償する責任を制度化すること。
- 東北アジアにおける歴史教育の共通認識を達成するための政府・市民社会両レベルでの地域  
協力を強化すること。
- 平和および和解プロセスにおける若者の参加を確保すること。

#### 国連の課題

- 国連は、第2次世界大戦の影響を調査・分析し人々の意識を向上させるためのプロ

ジェクトを、政府・市民社会との連携の下で主導し、出資すべきである。

- 紛争予防のための国連専門機関を設立すること。

### **政府の課題**

- 日本政府は、戦後補償裁判に誠実に対応し、責任者を裁き、被害者に対して公平な救済策を実施すること。
- 日本政府は、中国における遺棄化学兵器問題の調査・解決への努力を加速すること。
- 日本政府は、強制労働や「慰安婦」などの被害者の問題の調査・解決への努力を加速すること。
- 戦後賠償における国籍・住居地による差別を撤廃すること。
- DPRKによる日本人拉致問題に関して、DPRKおよび日本の両政府は誠実かつ平和的な対話を通じて早期に全面解決すること。

### **市民社会の課題**

- 「東北アジア歴史的和解基金」や、歴史教科書や東北アジアの教育に関して現存する対立を解決するようなネットワークを確立し、市民社会レベルで情報交換すること。
- 東北アジアに置ける平和博物館の活動を強化すること。
- 日中韓三国歴史教材づくりの活動を支援しつつ、地域共同の歴史教育活動をさらに発展させること。2005年は日本において公的教科書が採択される年であり、この問題はとりわけ重要な意味を持っている。地域共通の歴史教科書に含めるべき資料の準備には、各国において政府・市民社会双方が積極的に関わること。

### 3-2: 紛争予防の制度を確立する

「テロとの戦い」や「テロ予防」の名を借りた国内治安政策の強化は、公権力に過剰な管理権限を与えることにより、人権侵害を引き起こし、社会的緊張を増大させている。こうした政策は、国家間の政治的対峙関係や緊張増加にもつながっており、また、特定の外国籍市民、移民、宗教的信仰者など社会的マイノリティに対する不公正な対処や排除さえも生み出している。このように「内なる敵」を創出する外国人憎悪や不寛容という現象は、9. 11以後の米国国内だけでなく東北アジア地域をも覆いつつある。

テロリズムに対する政策や立法は、多様な価値観や個人の尊厳が尊重されるような形に改められるべきである。また、地域経済の相互依存が進行していく中で、私たちは、人の移動の権利や移民の基本的な人権が行政権力の不公正な運用や地域内の政治的対峙関係によって制限を受けることがないようにする取り組みを強めなければならない。合わせて、各国が難民を保護し庇護希望者を受け入れる政策を緊急に改善する必要がある。地域の市民自らも、国際法に対する理解を深め、国際法を活用することが求められる。

#### 重点課題

- 外国籍市民や移民などの国境を越えたアクターが地域の紛争予防と平和構築に果たす建設的な役割を強化すること。そのようなアクターに対して、マイノリティとしての基本的な人権を保障するという緊急の課題のみならず、地域的平和活動において主導的な役割を果たすことができるような社会的支援が制度化されるべきである。
- 独立した「東北アジア人権機構」を設立することをめざしつつ、地域の人権活動のネットワークを強化すること。

#### 国連の課題

- 経済的・政治的不安定によって引き起こされた人々の移動に特別の関心を払い、このような移動がもたらす地域安全保障への影響や潜在的紛争について分析すること。
- 国家による人権侵害行為に対する国連および国連機関による勧告を強化するとともに、フォローアップ調査を制度化すること。

#### 政府の課題

- 各政府は、移民に対する差別を撤廃しその人権を保障すること。その際、法的扶助の提供に特別の留意を払うこと。移住労働者およびその家族の権利保護に関する国際条約に未だ署名・批准していない国は、ただちにそれを行うこと。
- 難民および庇護希望者の受け入れのための法律や政策を改善すること。その中で、難民の基本的な生活ニーズを支援すること。
- 「脱北者」の人権を保護するための協調的アプローチをとること。
- DPRKの人々の生存権を保護するために、DPRKに対する人道支援と開発援助を強化すること。
- ロシアと中国は、それぞれの領土内において移住労働者の滞在を規則化する協定を

締結すること。

- 各国は、国連人権高等弁務官事務所（UNCHR）からの勧告を完全履行すること。日本の軍隊性奴隷問題もその一つである。
- 韓国における国家保安法のような思想と表現の自由を制限する法律を廃棄すること。
- 日本政府は、定住外国人の参政権を保障する政策を、当該住民との綿密な協議の上で確立すること。
- 平和に向けた政策づくりにおける意思決定プロセスにおいて、政府とCSOが積極的に意見を交換できるような委員会を結成すること。
- 各国政府は、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議1325の勧告を履行すること。

### **市民社会の課題**

- 中国と極東ロシア間の移民人口増加問題に関して、CSOは民族間の緊張を緩和するよう努力するべきである。
- 国内移民、移民、難民の人々の経験や状況に対する理解を促進するための教育活動に力を入れる。
- 朝鮮半島の平和と統一に向けた人々の交流や活動を発展させる取り組みの中で、女性団体を含む朝鮮半島のCSOの能力強化を図ること。

### 3-3: 平和教育を通じて、予防の文化を醸成する

平和教育は、武力紛争を予防するための効果的な手段である。これは、軍事参加や暴力が支配的である文化をもつ社会においては、とりわけ重要である。それゆえ市民社会アクターは、共同して、暴力の文化や軍事主義的文化の蔓延を克服するような平和教育を実施するための効果的な方法を見いだしていく必要がある。平和教育は、ジェンダー正義、再生と和解のための歴史教育、民主的意思決定プロセスなどをはじめとする多様な平和問題を取り扱うべきである。平和の文化を創造するにあたって、平和への理解を促進するためには平和教育が不可欠である。公教育と民間教育に携わる教育者が効果的に連携していくことが求められる。

東北アジア地域のCSOは、紛争の助長にしかつながらない偏狭なナショナリズムを克服し、多様な文化が調和して共生できる社会の実現をめざして努力すべきであり、そのためには包括的な教育プログラムが必要である。同時に、紛争予防におけるメディアの役割についても注目しなければならない。

東北アジアにおいては、NGOを育成し市民社会を発展させることが、予防の文化を効果的に醸成していくためのきわめて重要な要素である。地域各政府は、そのような積極的な活動を生み出すために、市民の結社および通信の自由を保障すべきである。

#### 重点課題

- 東北アジアにおいて平和教育を促進する教育機関を設置することをめざして、平和教育者間のネットワークを強化すること。平和教育実践者の交換プログラムを通じて、地域の歴史・経済・政治に焦点を当てた参加型の教育に取り組むこと。東北アジアの民衆の抱える不正義の問題について歴史認識を共有するための学術セミナーや研究グループを創設し奨励すること。平和教育の資料をオンラインで地域的に共有することをめざして、データベースを創設すること。
- 東北アジア地域および他の地域でCSOの発展とネットワークを育成し、それらが有意義な活動を進めることができるようにするための必要な自由を保障すること。
- 平和ジャーナリズム促進を通じたメディアのもつ紛争予防促進のための責任に焦点を当てること。平和の文化を築くためにオルタナティブないし独立のメディアセンターをつくるなど、地域における市民社会の革新的かつ創造的な取り組みを奨励すること。
- 相互理解と交流を高めるために、東北アジアの青年組織がより積極的に国際的な文化交流プログラムに参加すること。
- 国連大学（東京）が東北アジアにおける平和教育ネットワークの拠点としての新たな機能を果たすことを強く期待する。政府と市民社会は、この目標達成のために支援を強化すること。

#### 国連の課題

- 紛争地域や和解のプロセスに関する平和教育活動をサポートする制度を創設すること
- 北方領土／クリル諸島をユネスコ（UNESCO）の世界遺産に認定し、その美し

い自然と文化的価値、そしてこの地域における平和の重要性に関する世論喚起を図ること。

### 政府の課題

- すべての社会的制度にジェンダーの視点を組み入れることを奨励すること。
- 平和教育を公教育制度の必修科目にし、地域コミュニティ・レベルでの平和教育発展を支援すること。
- 兵役に対する代替サービスを制度化すること。
- 公的意思決定過程にCSOの意見を取り入れ、民主的教育を奨励すること。

### 市民社会の課題

- 平和教育のネットワークや機構づくりに着手し、平和教育者が容易に資料などを入手できるオンラインシステムを構築すること。
- 東北アジアにおいてみられるような軍隊のもつ本来的に暴力的な性格に関して、これを調査した啓発する活動を強めること。
- 戦争下における女性への暴力に関する理解を深めるための教材を開発すること。
- ジェンダー、年齢、セクシュアリティ、宗教、民族、人種による差別や偏見を助長するような政策を見直し、改正すること。中央政府、地方自治体、外国政府、国連、国際機関は、CSOに対してこれらの情報に関する完全なるアクセス権を保障すべきである。
- ジェンダーに関する不正義の問題を暴露し、ドメスティック・バイオレンスに対処すること。
- 平和教育、開発教育、多文化教育、マイノリティ教育を拡充すること。これらは一体となって多文化共生の意識形成に資するものである。
- 人種主義や外国人憎悪からくる暴力的な行為、政策、法律、言論に反対する社会運動を展開すること。
- 良心的兵役拒否者への支援を強化すること。
- 市民社会における非暴力的紛争解決スキルを普及すること。意見の相違を非暴力で表現できる方法を発展させること。
- 平和促進の中で学生や若者が担う役割の重要性に注目し、学術機関、大学、学校、NGO間での国境を越えた学生の交流を奨励すること。
- 労働時間を管理し、労働者の市民社会活動への参加を促進すること。

## テーマ4 平和のための経済

### 持続可能な経済と経済的正義を実現する

#### 4-1: 貧困を生みだし環境破壊をもたらしている現在の経済システムを変革する

商業、文化、外交などの分野を問わず、国境を越えた交流は平和促進の基盤を形作るものである。グローバリゼーションの力は、交流と相互公開の機会を拡大することによって、国境を越えた平和構築に積極的な利益をもたらしてきた。

同時に、現在のグローバリゼーションを形成している新自由主義経済モデルは、世界的な経済格差を増大させ、紛争の危険を生み出している。非国家アクターとしての企業は、往々にして武力紛争の原因を作りだしている。例えば、軍産複合体の拡大は、限られた天然資源を求め経済覇権を追求することにより、紛争とテロの終わりなき連鎖の原因となっている。私たちは、経済政策決定において企業がもたらしうる負の影響力を制限する努力を行うとともに、有害な企業活動に対する監視を継続する必要がある。現在の新自由主義システムに取って代わる人間のための持続可能な経済システムを創出しなければならない。そのためには、人間安全保障、環境的正義、配分的正義の原則が不可欠である。地球規模の自然環境保護と気候変動対策は、地域の政府・市民社会の共通の重要課題である。

人間のための経済の確立のためには、CSOが、国家レベル、地域レベル、国際レベルにおいて重要な役割を果たすべきである。ミレニアム開発目標（MDG）の達成は、そのための緊急かつ重要な課題である。MDG達成に向けた国家的な責任と役割が明確に定義づけられる必要がある。

#### 重点課題

- MDGを達成するために、資源の平等な再配分を行い、国内・地域内の経済格差を是正する措置をとること。
- 東北アジアにおいて、企業の社会的責任（CSR）の制度化を促進すること。企業活動を監視し情報共有を調整するための地域機関を設置すること。
- 関係主体は、エネルギー協力のための地域メカニズムを設立するために取り組むこと。

#### 国連の課題

- 貧困、飢餓、病気、識字率、環境悪化、女性に対する差別を削減しMDGを達成するために、東北アジア地域に示唆を与え支援すること。
- グローバルコンパクトに公開性をもたせ拘束力を導入すること。

- 世界貿易機関（WTO）の意思決定プロセスの透明性を高め民主化を促進すること。
- 国際金融取引に対する規制制度を構築すること。投機的ヘッジファンドに対しての制限を強化し地域の金融市場を保護すること。
- 温室効果ガス削減のための京都議定書の法的拘束力とその遵守を確保すること。
- 国境を越えた燃料輸送に対する課税システムを確立し、それによって得た資金をCSOとの協議の下で貧困緩和プログラムに回すこと。

### 政府の課題

- 国際的開発事業への投資やその操業を計画している企業が、事前の環境影響評価を実施し、関係情報および結果を公表するとともに、汚染を防ぐための適切な措置をとり、汚染者負担の原則に基づく責任をとることを確保するための国内法整備を行うこと。生態系や社会に対する被害をもたらした日本の公害の経験からの教訓を共有すること。
- 政府による開発プロジェクトにおいて紛争を助長しない方法をとること。
- 地域内の労働者——とりわけ国際的に操業している企業において——の権利を保障すること。
- 社会保障、医療といった社会的安全網を地域全体で拡充すること。
- 持続可能エネルギー、自然エネルギーを促進すること。既存の原子力エネルギー技術の安全基準向上を奨励しつつ、原子力エネルギーから脱却する方向でのエネルギー政策の転換を段階的に進めること。

### 市民社会の課題

- 温暖効果ガス削減のためのコミュニティレベル・企業レベルの取り組みを行うこと。
- 政府の財政運用状況を監視し、戦争や軍事主義の助長に利用されていないかどうかをチェックすること。選挙において、各候補者の経済・エネルギー政策についての方針を投票行動に反映させること。
- 軍事基地から独立した経済を創出しようとしている地域運動を支援すること。環境汚染、買春、性暴力の継続を止めるための共同の行動をとること。非軍事的産業への雇用機会を創出するとともにそのような産業への誘発策を実施すること。
- 黄砂などに関する地域的開発プロジェクトに関して、専門家との意見交換をはじめとする市民社会の協議を促進すること。
- 政府機関と企業に透明性と説明責任の文化を呼びかけ、腐敗をなくすための措置を促進すること。腐敗の疑惑を公表することで制裁を課せられないよう保証すること。グッドガバナンスを促進するために市民社会が果たす重要な役割を支持すること。
- 開発途上国の重債務の取り消しを求める世界的なキャンペーンを支持すること。

## 4-2: 人間のための経済を築くための新たな取り組みに着手する

国家安全保障よりも人間安全保障に焦点を当てた新しい経済システムを、市民社会主体で形成していく必要がある。そのためには、コミュニティの関与を含むような「適正規模」の経済を築くことが不可欠である。市民による自己決定、地元の当事者主体による開発、認可および意思決定の権限が企業ではなく地域コミュニティにあるような連帯経済といった諸原則に立脚した持続可能な社会の実現をめざすべきである。すなわち、市民社会が率先して人間のための経済を創り上げるよう実践していくことが強く求められているのである。

国連および政府は市民社会主体の活動を支援すべきであるが、より重要なことは市民の自己決定を阻害している要因を取り除くことである。

### 重点課題

- 水、食料、農業を含む自然環境における持続可能性確立のための措置を促進すること。
- 地域内において公正な貿易を促進すること。

### 政府の課題

- 多国籍企業や大企業に依存しない内発的な発展を支援すること。
- 企業による平和活動支援の誘発策を講じること。
- 補完的、代替的、民衆主導型の経済プロセスを支援する法整備を行うこと。
- バイオ技術に対して、人権侵害や反倫理的実践を防止するための管理・保障措置を施す民主的システムを確立・発展させること。

### 市民社会の課題

- 戦争・紛争ではなく平和・環境・人権のためのプロジェクトにお金が流れていくような市民社会主体による新しい産業・金融システムを構築すること。
- 政府の予算案をEガバナンス（電子政府）や公開社会フォーラムを通して一般に普及させ、議会で承認される前に、CSOおよび産業界からの意見を聴取し審議すること。
- 連帯経済の発展に努めること。
- 地域通貨・オルタナティブ通貨を発展させること。
- エネルギー供給100%自給を達成させようとしているコミュニティ・レベルの運動を支援・強化すること。
- 現在行われている人間のための経済のためのプロジェクトに関するデータベースを作成し、これらの評価を行うこと。

## 付属文書 1

### 韓国活動報告

この文書は、GPPAC東北アジア地域プロセスのソウル・フォーカルポイントの委員会メンバーによって作成された。この文書の目的は、韓国のCSOによる紛争予防・平和構築の分野の活動を紹介・概観・評価するとともに、市民社会・政府・国連に対して勧告を行うことにある。この文書は、東北アジア地域行動提言の補完文書であり、東北アジアおよび世界においてネットワーク構築と理解普及に資するものである。

### GPPAC 東北アジア地域会議 参加者・参加団体

#### ソウル

シム・ヨン・ヒ	平和を創る女性の会、GPPAC東北アジア地域 共同イニシエーター
チョン・ギョン・ラン	平和を創る女性の会
イ・ジェ・ヨン	平和を創る女性の会
キン・ト・ヒェ	経済的正義のための市民連合
ヤン・ミ・ガン	アジア平和と歴史教育ネットワーク
パク・ジョン・ウン	参与連帯
イ・ジョン・ユン	韓国シェアリング・ムーブメント
パク・ヒー・ウン	ワールド・クリスチャン・フロンティア
アン・キョン・ア	韓国平和フォーラム
イ・ス・ヒョ	平和博物館
イ・ジョン・ム	韓国シェアリング・ムーブメント
イ・テ・ホ	平和・軍縮・政策・企画委員会
イ・ジョン・ホ	和解と強調のための韓国協議会
アン・ジョン・エ	韓国女性平和教育研究院
イ・キ・ホ	韓国平和フォーラム

#### 北京

黄浩明(HUANG Haoming)	中国国際NGO協会
王名(WANG Ming)	清華大学NGO研究センター
歩平(BU Ping)	現代史学会、中国社会科学学会
牛強(NIU Qiang)	中国人民平和軍縮協会
李双伍(LI Shuang Wu)	中国人民平和軍縮協会
文徳盛(WEN De Sheng)	中国国際理解協会
朱鳳蓮(ZHU Feng Lian)	中国国際理解協会

#### 上海

趙華勝(ZHAO Huasheng)	復旦大学 ロシア・中央アジア研究センター
--------------------	----------------------

#### 香港

デイビッド・コー	アジアにおける第二次世界大戦の歴史を保存する香港連盟
----------	----------------------------

#### 台北

林承正(LIN Chen Jeng)	台湾ピースタイム・ファンデーション
楊永明(Philip YANG)	国立台湾大学 台湾安全保障研究センター
王君琳(WANG Chun-Ling)	アウェイクニング・ファンデーション
陳弘儒(CHEN Hung-Ju)	ピース・ホームランド連盟
李瓊莉(LEE Chyungly)	国立政治大学 国際関係研究所・協力交流部

## ウラジオストック

バディム・ガポネンコ 国立海洋大学 国際研究センター  
マイケル・ラッキン フューチャー・オブ・ザ・パシフィックー太平洋の未来  
セルゲイ・プロコペンコ 州立サハリン大学 地域経済・社会研究センター

## ウランバートル

エンクサイカン・ジャルガルサイカン モンゴル戦略研究所  
ガンバット・ダンバ 政治教育アカデミー  
アダシュレン・ツォキオ 環境教育研究所  
ガン・ウルチ・アダシュレン 環境教育研究所

## 東京

君島東彦 非暴力平和隊、立命館大学  
武者小路公秀 反差別国際運動、大阪経済法科大学  
ケティ松井 日本ハーグ平和アピール平和教育地球キャンペーン、清泉大学

## 名古屋

児玉克哉 三重大学  
佐藤安信 東京大学

## 国際・地域団体

ガス・ミクラット 国際対話のためのイニシアチブ、GPPAC東南アジア地域事務局  
ポール ヴァン・トンゲレン 欧州紛争予防センター、GPPAC国際事務局

## 東京実行委員会

馬奈木巖太郎 札幌学院大学  
石田恭子 「環境・持続社会」研究センター  
キム・ブンアン 在日コリアン青年連合 (KEY)  
小林一朗 緑のテーブルコーディネーター  
李松 民陣  
野宮大志郎 上智大学  
笹本潤 あかしあ法律事務所  
マイケル・シーゲル 南山大学  
石田進 AEBC 兵器輸出禁止キャンペーン  
鈴木敦士 青年法律家協会弁護士  
多田透 日本国際ボランティアセンター  
高田健 ワールドピースナウ  
高橋清貴 日本国際ボランティアセンター  
土田弥生 原水協  
渡辺美奈 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク

## 地域事務局 (ピースボート)

吉岡達也 国際運営グループ  
川崎哲  
ヤスナ・バステイッチ  
チョウ・ジン・ヘ  
ジョアンナ・ストラットン  
渡辺里香